

2019年8月30日

株主各位

千葉県美浜区浜田二丁目39番地  
株式会社銚子丸  
代表取締役社長 石田 満

譲渡制限付株式報酬制度の導入に伴う自己株式の処分に関する取締役会決議公告

当社は、2019年8月29日付けの当社取締役会において、自己株式の処分について、下記のとおり決議しましたので、公告いたします。

記

1. 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 29,500株
2. 処分株式の割当方法	第三者割当ての方法による。
3. 処分株式の給付金額	処分株式1株につき 金 1,215円
4. 給付金額の総額	金 35,842,500円
5. 現物出資財産の内容及び価額	2019年8月29日付けの当社取締役会決議に基づき、下記6.記載の当社の取締役3名、当社の執行役員3名及び当社の使用人6名に支給される当社に対する金銭報酬債権合計金 35,842,500円（処分株式1株につき出資される金銭報酬債権の額は金 1,215円）を出資の目的とする。
6. 処分先	当社の取締役（※） 3名 23,000株 ※監査等委員である取締役及び取締役会長を除く。 当社の執行役員 3名 3,000株 当社の使用人 6名 3,500株
7. 処分株式と引換えにする財産の給付期日	2019年9月13日

以上